

ブラジル国サンタ・カタリーナ州からの生鮮豚肉の輸入に係る
リスク評価報告書（案）の概要

平成 24 年 6 月
農林水産省消費・安全局
動物衛生課

I 経緯

- 2006 年 10 月、ブラジル政府から、サンタ・カタリーナ州産生鮮豚肉の輸入解禁の要請があり、農林水産省ではリスク評価チームを設置し、口蹄疫、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ（以下「口蹄疫等」という。）の地域主義の適用に関するリスク評価を実施した。
- なお、リスク評価に当たっては、ブラジル家畜衛生当局からの資料提供を受けるとともに、会合（2010 年 6 月、東京）及び現地調査（2011 年 8 月 26 日～9 月 7 日）により情報を収集した。

II 評価事項

1 獣医当局及び法制度

(1) 獣医当局

ブラジル農牧食料供給省（MAPA）動植物検疫局は家畜衛生業務の調整・発動に関する権限等を有し、各州に獣医官を配置した地方事務所（輸出用と畜場の認定、州との調整等を実施）を設置している。州政府獣医当局は市町村に事務所を設置して畜産農家の衛生指導や防疫活動を行う。

(2) 法制度

家畜衛生措置に係る基本的な法規として法律第 9,712 号/1998（農作物と家畜の健康に関する規定）及び布告第 24,548 号/1934（家畜の重要伝染病の海外からの侵入防止、州間移動と州境検疫に関する規定）が、口蹄疫に関する法規として規範指示第 44 号/2007（口蹄疫の撲滅と防疫に関する一般指針）が、豚コレラに関する法規として規範指示第 6 号/2004（豚コレラの撲滅に関する規定）等が整備されている。規範指示第 44 号では口蹄疫のリスクに応じた州のカテゴリー分け、家畜の移動や防疫措置、ワクチン政策等を規定している。

(3) 考察

家畜衛生に関し連邦政府・州政府における組織体制、家畜衛生措置及び口蹄疫等に関する法制度が整備されていることが確認された。

2 一般状況

(1) 家畜の飼養状況

牛は北～中部において多く飼養されているが、豚はサンタ・カタリーナ州を筆頭に

南部3州に集中している。サンタ・カタリーナ州においては、獣医衛生当局である同州農業開発公社（CIDASC）が、畜種別に農家の住所、飼養頭数、導入・出荷歴をデータベース化して登録するとともに、同州の牛・豚の農場では、CIDASCの監視の下で同州法第10,366号/1997（サンタ・カタリーナ州における動物衛生の枠組みを規定）及び布告第2,919号/1998（動物衛生規則を規定）に基づくバイオセキュリティ措置が講じられている。

（2） と畜場・食肉処理施設

と畜場・食肉処理施設は、流通範囲に応じて連邦政府又は州政府の認定が必要である。特に輸出用生鮮肉は、連邦政府が認定すると畜・食肉処理施設のみで輸出相手国側の条件を遵守した輸出管理が行われている。

（3） 考察

サンタ・カタリーナ州は州内の牛・豚農場を登録しており、各農場では州法に基づくバイオセキュリティ措置を適切に実施していることが確認された。また、輸出用と畜・食肉処理施設は政府が認定し、輸出相手国の求める衛生条件を遵守した処理が可能であることが確認された。

3 国境検疫措置

（1） 国境検疫措置

国境の検疫ポイント（110ヶ所）には検疫官が配置され、法律に基づく国境検疫を実施している。周辺国において口蹄疫が発生した際は、軍警察との連携の上、直ちに人員や監視車両の配置を増加し、国境検疫体制の強化を図る体制がある。

（2） 隣接地域での発生時の対応

2011年9月にパラグアイで発生した口蹄疫について、ブラジル連邦政府は、①パラグアイからの感受性動物及び畜産物輸入の一次停止（加熱処理肉については適用外）、②パラグアイ及びアルゼンチンとの国境地域の検疫官及び監視車両の増設、③国境地域における農場サーベイランスの強化等を実施した。

サンタ・カタリーナ州政府は、州境の検疫官の増員、監視車両の増設を行うとともに、パラグアイからの飼料穀物についても州内への輸入の一時停止等を実施した。

2012年1月、パラグアイでの口蹄疫の再発生を受け、ブラジル連邦政府は再度国境検疫措置を強化するとともに、発生県からの牛肉の輸入の停止等を実施し、サンタ・カタリーナ州では州境検疫の強化及びパラグアイからの畜産物の移入を禁止した。

（3） 考察

国境検疫措置は平時にも十分な人員配置の上実施されており、更に周辺国の家畜衛生状況に応じて体制の強化を図ることが確認された。パラグアイでの発生時にも、適切な措置がとられ侵入防止が図られたことが確認された。

4 国内防疫措置

(1) 発生時の対応とサーベイランス

口蹄疫の早期摘発のため、農場・と畜場等における定期的なサーベイランスと通報体制が確立されている。発生時には、連邦政府が州政府と協力の上、移動制限、殺処分を実施しており、緊急サーベイランス等の対応計画（Action Plan）、政府の施設による診断体制及び補償制度が整備されている。

(2) 家畜の移動管理

ブラジル国内の家畜の移動には移動許可証及び健康証明書の添付が必要とされている。特に州間移動には、州政府獣医当局の登録を受けた農場で移動前最低 12 ヶ月間飼養されたこと、輸送前 30 日間の隔離検疫の間に口蹄疫に関する検査で陰性判定を得ていること等の証明が必要である。

サンタ・カタリーナ州への他州からの移動は、口蹄疫等の汚染地域からの生きた家畜及びワクチン接種清浄地域からのワクチン接種動物（牛・水牛）の導入を禁じている。また、豚については、ワクチン接種清浄地域からのと畜場直行豚は連邦政府又は州政府獣医当局に認定された施設に直接輸送されること、繁殖用豚は連邦政府による認定種豚農場由来の個体であることとされている。同州法により豚や緬山羊については、到着後 30 日間の隔離検疫期間等の条件を課している。

(3) サンタ・カタリーナ州の州境検疫

サンタ・カタリーナ州の州境には 67 ヶ所の検疫ポイントがあり、約 400 名の CIDASC の検査官を配備するとともに、家畜の生体及び畜産物を積載した車両等が州内に侵入できる道路を限定している（衛生回廊；Sanitary corridor）。衛生回廊の入口（計 11 ヶ所）で検査官により移動証明書や健康証明書等の書類と現物の検査を受け、合格した車両のみ通行を許可する。残る 56 ヶ所の検疫ポイントは、家畜の生体及び畜産物が一切通行できない衛生バリア（Sanitary Barrier）であり、全ての貨物車両について検査を実施し、検疫ポイントでのすり抜け防止を目的として、軍警察車両も常時待機している。

(4) 考察

早期摘発のための通報、サーベイランス体制及び発生時の防疫体制が整備されており、近年の口蹄疫発生時には、迅速な封じ込めに成功している。また、州境においては、厳格な家畜の移動管理及び州境検疫による侵入防止措置がとられていることが確認された。

5 過去の発生状況

(1) ブラジルにおける口蹄疫の最終発生は、マツト・グロッソ・ド・スル州及びパラナ州（サンタ・カタリーナ州の隣接州）での 2005 年～2006 年の発生であり、短期間での終息を確認。サンタ・カタリーナ州における口蹄疫の最終発生は 1993 年である。

(2) 豚コレラ及びアフリカ豚コレラについても口蹄疫に準じて適切な侵入防止措置、国

内における迅速な通報・防疫・診断及びサーベイランスが適切に実施できる体制を整備している。豚コレラについては撲滅に関する規則（2004年）等を定め、豚コレラ清浄化を進めており、2009年の北部3州での発生例を最後に発生がない。アフリカ豚コレラについては、1984年以降発生がない。なお、サンタ・カタリーナ州における豚コレラの最終発生は1990年、アフリカ豚コレラ最終発生は1981年である。

（3）考察

豚コレラ及びアフリカ豚コレラについても口蹄疫同様に侵入防止措置、発生時の防疫措置を実施できる体制があり、サンタ・カタリーナ州では豚コレラは1990年以降、アフリカ豚コレラは1981年以降清浄性を維持していることが確認された。

III 結論

これまで得た情報から、サンタ・カタリーナ州における口蹄疫等の清浄性が確認された。また、ブラジルの獣医組織体制、国境検疫、国内防疫措置及び同州における州境検疫措置、診断・防疫体制などが適切であることが確認された。

なお、同州では、連邦政府の認定種豚農場からの種畜及びワクチン接種清浄地域からのと畜場直行豚の移動が行われていることから、同州へ地域主義を適用する場合には、我が国への口蹄疫等の侵入リスクを確実に回避するため、他州からサンタ・カタリーナ州へ移動する家畜が日本向けに輸出されないような措置を講じる必要がある。

この点について、適切なリスク管理措置が講じられれば、同州産豚肉の輸入により日本に口蹄疫が侵入するリスクは非常に低いと考えられた。